

専決処分の承認について

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

令和4年2月24日

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

令和4年1月30日までとしていた市長給与の減額を同年3月31日まで継続することについて早急に対応する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

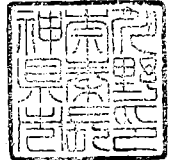


専 決 処 分 書

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月28日

秦野市長 高橋 昌 和



理由

令和4年1月30日までとしていた市長給与の減額を同年3月31日まで継続することについて早急に対応する必要があるため、改正する。

## 秦野市条例第1号

### 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第22項（見出しを含む。）中「令和4年1月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1-21 (略)</p> <p>(令和2年5月1日から令和4年3月31日までに市長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p>22 第2条第1号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和4年3月31日までの間に市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第1号に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。</p> <p>23-25 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1-21 (略)</p> <p>(令和2年5月1日から令和4年1月30日までに市長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p>22 第2条第1号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和4年1月30日までの間に市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第1号に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。</p> <p>23-25 (略)</p>